

PL法に対応・安全経営確保の為の 中小企業PL保険制度

平成7年7月に施行されたPL法に対応し、中小企業の皆様の為にPLリスク対策として創設された全国制度で、現在7万件を超える加入実績があります。

中小企業に適した保険条件を設定した特別商品で、保険料は一般加入に比べ非常に有利です。また、中小企業基本法の改正により、より多くの方の加入が可能となりました。

加入手続きは、保険料を所定の郵便口座に振り込み、加入依頼書を提出するだけ非常に簡単です。

保険期間は毎年7月1日より1年間ですが、随時中途加入も受付中です。中途加入の場合も保険終期は翌年7月1日となり、保険料は加入期間に対する月割りとなります。

(保険開始は、保険料ご入金の翌々月1日からとなります。)

お問合せ申込みは中央会・連携支援部海老根又は三井住友海上火災保険はじめ中小企業PL保険取扱保険会社まで。

中央会連携支援部 TEL043 (242) 3277
三井住友海上火災保険千葉中央支社
TEL043-225-2716

2007年度引受保険会社

三井住友海上火災保険、あいおい損害保険
朝日火災海上保険、エース損害保険
共栄火災海上保険、現代海上火災保険
スミセイ損害保険、セコム損害保険
損害保険ジャパン、大同火災海上保険
東京海上日動火災保険、日新火災海上保険
ニッセイ同和損害保険、日本興亜損害保険
ニューインディア保険、富士火災海上保険

PL保険とは？…本制度に加入した中小企業の会員の皆様が製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人のものを壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことによって、皆様が法律上の損害賠償金や争

訟費用等の損害を被った場合に保険金をお支払します。

PL保険の他にも中央会では、次のような共済事業を行っております。

三井生命との提携共済

特定退職金共済

従業員の退職金支払のための保全措置が講じられています。

総合保障プラン

経営者、従業員のための個人年金共済です。

オーナーズプラン

経営者のための事業継承とリスクマネジメントのための共済です。

三井生命保険(株)千葉支社 TEL043-225-7389

三井住友海上火災との提携共済

団体障害保険

従業員の業務上又は通勤途上災害のための共済(団体割引あり)。

団体自動車保険

業務用自動車、役員・従業員の自動車も5%割引の団体扱い。

三井住友海上火災保険(株)

千葉中央支社 TEL043-225-2716

中央会の共済制度の詳細は、提携している保険会社又は本会連携支援部まで

TEL. 043 (242) 3277

個人情報保護法対策に

中央会の個人情報情報漏えい賠償責任保険

2005年4月1日に個人情報保護法が全面施行されました。安全管理体制は整備されていますか？もしものときには、中央会の個人情報情報漏えい賠償責任保険がおすすめです。①個人情報保護法に対応した共済制度。②全国制度の団体割引による低廉な保険料。③リスク診断サービスを無料提供。お問合せは、本会連携支援部又は三井住友海上火災保険(株)千葉中央支社TEL043-225-2716をはじめ取扱保険会社へ

2007年度引受保険会社

三井住友海上保険、あいおい損害保険、
損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険
日本興亜損害保険、富士火災海上保険